

平田地区 復興まちづくり協議会・地権者連絡会 議事要旨

記

- 日時 平成 25 年 9 月 26 日（木）19 時 00 分～21 時 00 分
- 場所 平田集会所
- 次第

1. 釜石市長 野田武則あいさつ
2. 土地区画整理事業スケジュールの見直しについて
 - ・ スケジュールの変更及び追加事項について説明
3. 土地区画整理事業の進捗について
 - ・ 土地区画整理審議会の開催状況
 - ・ 現在の用地の買収状況は、買収予定面積に対して売却意向面積が約 2,000 m²不足
4. 国道 45 号仮道路計画について
 - ・ 仮道路の整備位置と工事期間について説明
5. 平田地区避難誘導施設設置工事について
 - ・ 三陸鉄道高架下のトンネル部の両側に避難路として幅員 3.5mの歩道トンネルを整備中
6. 災害公営住宅（釜石市平田団地）入居者募集について
 - ・ 募集内容や申込み期間について説明
7. 質疑・意見交換

仮換地指定場所はどこになるか。

→ 原則、従前の土地と同じような条件の場所に換地します。

用地測量が終わっていないと聞いたが、どの部分が終わっていないのか。

→ しばらくの間、広範囲の土地の境界が決まらない状況が続いていましたが、現在、概ね合意を得られそうな状況となりました。

供覧の説明が今までなされていなかったが、内容を教えて欲しい。

→ 供覧とは、地権者の新しい土地の位置、面積、形状を仮換地指定に先立ち、地権者の方に説明することです。

供覧時に仮換地の変更はできるのか。

→ 仮換地の変更はできません。

減歩率はどの程度になるか。県道や下平田川沿いの道路の拡幅計画により減歩率が高くなるので、拡幅量を抑えられないのか。

→ 平均1割程度です。ただ、従前の条件によって減歩率は変わってきますのでご了承下さい。県道沿いの用地は減歩率が高くなります。

県道や道路の拡幅計画により減歩率が高くなる。拡幅量を抑えられないのか。

→ 道路計画の変更はできません。

道路拡幅により移転をもとめられた場合、いやでも移転しなければいけないのか。

→ 移転をお願いします。

国道や県道に私有地が残っているが、土地区画整理後どのようになるのか。

→ 土地区画整理にて整理します。私有地は換地もしくは清算金で対応します。

新設する災害公営住宅は、平田地区の住民のみでは埋まらないのではないかと。埋まらなかった場合、他地区の入居希望者を入れるのか？また、希望者が少ない理由をどのように考えているのか？

→ 意向調査の回収率が半分に満たない状況で、入居希望者数が50世帯になりますが、今後希望者が増え、最終的には、一年前の調査時の121世帯に近い数字になると思われています。残った枠は平田以外の希望者の方々に向けて募集していくこととなります。
また、希望者数が少ない原因については、意向調査の中で確認していきたいと思えます。

地区内を流れている君ヶ洞川は、昔から災害がおこる。河川改修等の対策は行なわないのか

→ 川の対策に関しては、十分な情報を得ながら詳細設計に反映させ検討していきたいと思えます。

三陸鉄道高架の避難路工事により、工事車両が通り危険である。散水も行っておらず環境が悪い。

→ ご迷惑をおかけしておりまして申し訳ございません。早急に粉塵対策、騒音対策、安全対策をしっかりと徹底させます。

国道に接続する避難路は直接つなぐのではなく、階段や踊り場を設けた形の計画にしてほしい。

→ 今後の詳細設計で、避難路、避難場所を議論していきながら検討していきたいと思えます。

用地境界でもめているということだが、境界線をはっきり決める規定などあるのか。

- 施行条例というものがあります。用地境界は反対者が1人でもいれば決定しません。外周が決定していれば、登記簿を使用する方法もありますが、釜石では全て合意をいただいてから事業を進めています。

災害公営住宅の家賃収入は何に使用するのか。

- 災害公営住宅の建設費は9割が国費で1割は市や県が借金をして建設します。その1割の借金を返済するために家賃収入を使用します。